

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

令和元年 8 月 14 日

水 曜 日

第 4531 号

目 次

告 示		
○介護医療院の開設許可		1
○指定介護療養型医療施設の指定の辞退		2
○指定自立支援医療機関の所在地の変更		
○指定自立支援医療機関の名称の変更		3
○指定自立支援医療機関の指定		
○指定自立支援医療機関の名称の変更		4
○富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表		
○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧		6
○保安林の指定予定		7
公 告		
○採石業務管理者試験の実施		8
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請		9

~~~~~  
告 示  
~~~~~

富山県告示第336号

介護医療院の開設許可について

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定により公示する。

令和元年8月14日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	16B0200038	
許可年月日	令和元年8月1日	
開設者	名称	医療法人社団川岸会
事業所	所在地	高岡市西海老坂字大坪 362番地
	名称	万葉病院介護医療院

富山県告示第337号

指定介護療養型医療施設の指定の辞退について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設から同法第113条の規定により指定の辞退の届出があったので同法第115条第2号の規定により次のとおり公示する。

令和元年8月14日

富山県知事 石 井 隆 一

介護保険事業所番号	1610211888	
指定辞退年月日	令和元年7月31日	
開設者	氏名又は名称	医療法人社団川岸会
	主たる事務所の所在地	高岡市西海老坂字大坪 362番地
施設	名称	万葉病院
	所在地	高岡市西海老坂字大坪 362番地

富山県告示第338号

指定自立支援医療機関の所在地の変更について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第69条第2号の規定により公示する。

令和元年8月14日

富山県知事 石 井 隆 一

担当すべき自立支援医療の種類	変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更年月日
精神通院医療	訪問看護ステーションわか木	訪問看護ステーションわか木	令和元年7月21日
	高岡市波岡61番地1	高岡市石瀬6番地1	

富山県告示第339号

指定自立支援医療機関の名称の変更について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の名称を変更する旨の届出があったので、同法第69条第2号の規定により公示する。

令和元年 8 月 14 日

富山県知事 石 井 隆 一

担当すべき自立支援医療の種類	変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更年月日
精神通院医療	シメノドラッグ福光薬局 南砺市福光888番地 1	薬局マツモトキヨシ福光店 南砺市福光888番地 1	令和元年 7 月 25 日

富山県告示第340号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和元年 8 月 14 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
ウエルシア薬局 富山本郷店	富山市本郷町49番地 1	精神通院医療		令和元年 8 月 1 日

富山県告示第341号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和元年8月14日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
リハ・ハウス 来夢訪問看護 ステーション	氷見市窪385番地 1 DREAMER106号室	精神通院医療		令和元年8月1日

富山県告示第342号

指定自立支援医療機関の名称の変更について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称を変更する旨の届出があったので、同法第69条第2号の規定により公示する。

令和元年8月14日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関			担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	変更年月日
名称		所在地			
変更前	変更後				
シメノドラッグ福光薬局	薬局マツモトキヨシ福光店	南砺市福光888番地1	育成医療・更生医療	調剤	令和元年7月25日

富山県告示第343号

富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第1項

の規定に基づく富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成31年富山県告示第154号）のうち、富山県のくろまぐろの保存及び管理に関する計画（平成31年富山県告示第223号）の一部を令和元年7月30日付けで以下のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和元年8月14日

富山県知事 石 井 隆 一

第2項を次のように改める。

2 くろまぐろの漁獲可能量について富山県の知事管理量に関する事項

本県における第5管理期間（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の知事管理量は次のとおりである。

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	95.1トン	うち4.44トン进行管理期間当初に留保する。
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	14.0トン	うち0.70トン进行管理期間当初に留保する。

農林水産大臣が、我が国全体の採捕の数量が小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超え、又は超えるおそれが著しく大きいと認め、当該採捕の数量を公表した場合は、表中の本県の知事管理量は、その時点における本県の大型魚又は小型魚の採捕の数量に変更されるものとする。

第3項第1号アの表を次のように改める。

採捕の種類	割当量
定置漁業	86.60トン
漁船漁業等	4.06トン

（注）漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

第3項第1号イの表を次のように改める。

氷見漁業協同組合の地先水面	
海域別の数量	58.51トン
海域及び期間別の数量	
平成31年4月～令和元年9月	41.57トン
令和元年10月～令和2年3月	16.94トン
新湊漁業協同組合の地先水面	
海域別の数量	20.37トン

海域及び期間別の数量	
平成31年4月～令和元年9月	14.58トン
令和元年10月～令和2年3月	5.79トン
とやま市漁業協同組合の地先水面	
海域別の数量	3.03トン
海域及び期間別の数量	
平成31年4月～令和元年9月	2.20トン
令和元年10月～令和2年3月	0.83トン
魚津漁業協同組合の地先水面	
海域別の数量	3.88トン
海域及び期間別の数量	
平成31年4月～令和元年9月	3.02トン
令和元年10月～令和2年3月	0.86トン
その他漁業協同組合の地先水面	
海域別の数量	0.81トン
海域及び期間別の数量	
平成31年4月～令和元年9月	0.61トン
令和元年10月～令和2年3月	0.20トン

(注) 漁業協同組合の地先水面とは、本県の定置漁業権又は共同漁業権の免許を受け、当該漁業協同組合の産地市場に水揚げする漁業者が漁場としている区域をいう。

第5項第5号中「5.53トン」を「0トン」に改める。

富山県告示第344号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営中曽根地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年8月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営中曽根地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和元年8月16日から

令和元年9月13日まで

3 縦覧の場所

高岡市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第345号

保安林の指定予定について

次のとおり保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和元年8月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県下新川郡入善町横山字花立1911の1・1912の2・1920の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、下飯野371の3、372の1、373、374の1、375の1、376の1、379、380の1、380の2、381から387まで

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び入善町役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~  
公 告  
~~~~~

採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和25年法律第 291号）第32条の13第 1 項の規定により採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第 6号）第8条の7の規定により公告する。

令和元年8月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時 令和元年10月11日（金） 午前10時から正午まで

(2) 場所 富山県富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館 704号室

2 受験手続

受験願書を令和元年8月26日（月）から令和元年9月6日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）に富山市新総曲輪1番7号富山県商工労働部立地通商課（富山県庁東別館4階）に提出すること。

なお、郵送による申込みは、令和元年9月6日（金）までの消印のあるものに限る。また、持参する場合の受付時間は、上記の期間中午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 その他

詳細については、富山県商工労働部立地通商課（電話076-444-3244）に問い合わせること。

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和元年8月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

令和元年7月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人結の会

3 代表者の氏名

南部 圭祐

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市藤の木園町64番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の子ども達の為の安心できる居場所づくりとして、学童保育事業を行なうとともに、子どもの健全な成長や次世代の社会づくりに広く寄与することを目的とする。

